令和７年度事業計画

総　論

我が国の経済は、コロナ禍の影響を乗り越え、昨春季の高水準な賃上げや高い伸び率の企業の設備投資、インバウンド需要等に支えられるとともに、バブル期の水準を上回る株価の影響もあり、緩やかな回復基調と報じられました。一方で、依然として原材料費の上昇及び円安基調等、複数の要因による物価高騰は治まらず、日常生活や経済社会へ影響を及ぼしています。

このような状況において、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2024」を閣議決定、持続的な景気回復を図るため、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、コストカット経済から賃上げと企業投資が牽引する民需主導の成長型経済への移行を示しました。更に政策手段として、経済の成長や物価高の克服、国民の安心・安全の確保を柱とした新たな「総合経済対策」を閣議決定し、必要な予算措置を講じました。

大阪に着目すると、４月から大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに大阪夢洲にて６カ月間開催、約170の海外諸国と国際機関が出展、想定来場者数は約2,820万人、経済波及効果(試算値)を約2.9兆円と公表しています。更に12月には国内外の近未来の自動車が一堂に揃う西日本最大級のモーターイベント「JAPAN MOBILITY SHOW OSAKA 2025（第13回大阪モーターショー)」がインテックス大阪にて「いいね！モビリティ」をテーマに開催されます。

この二大イベントの開催が起爆剤となり、地域や全国経済の活性化に繋がり、景気回復が実感できることを大いに期待しています。

一方、自動車市場は業界紙の報道によれば、昨年の国内新車販売台数はＨＶ車が支えるなか、一部メーカーの型式認証不正による生産停止や物価高による購買意欲の減退等が影響し、前年比7.5％減の442万台、２年ぶりの減少と報じています。また、本年の販売台数はJAPAN MOBILITY SHOWの開催や新たな政権運営に期待し、約460万台、3.1％の増加を予測しています。

近年、自動車については急速な技術革新が進み、高度な安全運転支援システム等の搭載車が普及するなか、点検・整備は重要性が益々高まり、確実な実施を通じて整備業界が果たす「安全・安心」の役割が更に重要となっています。

こうしたなか、整備業界におきましては新たな点検項目や車検制度等が順次施行され、大きな変革期を迎えました。令和２年４月に特定整備の認証制度、令和３年10月にＯＢＤ点検、令和６年10月にはＯＢＤ検査(輸入車は本年10月)が始まりました。車検証についても令和５年１月から順次電子車検証となり、書換え等を代行する記録等事務委託制度も開始されました。

このような整備業界を取り巻く環境下にあって、制度改正等への適切な対応を図るとともに、自動車整備技術の高度化、自動車整備士の人材確保、整備料金の適正化等、業界が抱える課題・問題への取り組みが求められています。引き続き、こうした諸問題への取り組みに向け、会員各位の視点に立ち、より一層地区会及び整備商工組合との連携体制の充実を図るとともに、適宜関係行政や自動車整備政治連盟と連携し、一歩一歩着実に次の諸事業を推進してまいります。

会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和７年度の主な事業

※ゴシック・太字は新規・重点事業

事　業　項　目	具 体 的 事 業
１．業界振興・活性化策 　整備業の社会的有用性や点検整備の必要性を広く情報発信し、業界の社会的地位の向上を図り、業界振興、活性化を推進する。	
①点検整備入庫率の向上	①啓発用ツールを活用し、点検整備の重要性を広くユーザーに訴え、点検整備の入庫促進を図る。
②会員の情報発信支援	②−１　ホームページ作成システムの活用を促進し、会員のホームページ開設支援を図るとともに、**日整連が構築する整備工場検索システムとの連携を図る。** ②−２　ＳＮＳを活用した情報発信を研究し、会員の利用促進を図る。
③売上向上に繋がるサービスの提供	③−１　商工組合と連携して売上向上を目指した「ええ商売セミナー」の開催を充実するとともに、整備会館感謝祭の開催に協力し、新商品・サービス等を提案する。 **③−２　日整連作製の「自動車整備料金算出マニュアル」「レバーレート算出ソフト」を周知し、整備料金の適正化を推進する。** **③−３　ユーザーへ発信する情報コンテンツを検討する。**
④次世代自動車等への対応	④−１　先進技術を搭載した自動車をテーマに勉強会を開催し、情報提供を行う。 ④−２　充電設備の普及に向けた会員への支援策を商工組合と連携し、情報収集・提供する。
⑤各種勉強会・研修会の開催	**⑤−１　ＦＡＩＮＥＳの基本的な操作方法やエーミング作業時に必要な活用方法等の勉強会を開催し、利活用を促進するとともに整備料金の適正化を推進する。** ⑤−２　時宜にかなった整備事業支援を図る講習会・勉強会を開催する。 ⑤−３　研修動画の充実を図るとともに配信を行う。
⑥会員事業場の訪問活動	⑥会員事業場を訪問し、情報の提供・収集を図るとともに、会員の事業活動を「広報誌」にて紹介する。
⑦事業承継への対応	⑦大阪府事業引継ぎ支援センターの協力を得て、会員の事業承継問題に対応する。
⑧自動車整備業界人材確保	⑧−１　大阪府自動車整備人材確保・育成連絡会と連携し、人材確保・育成の施策を効果的に実施する。 ⑧−２　外国人労働者の受入れについて、技能実習、特定技能制度等に関する情報を提供するとともに商工組合と連携し、**外国人整備士の雇用に関するセミナー等を開催する。** ⑧−３　高等学校を訪問し、自動車整備の仕事に関する社会的重要性、将来性について「カーエンジニアガイドブック」等を活用して説明する。

	⑧−４ （公財）日本自動車教育振興財団に協力して、自動車整備をテーマとした講習を工業高校の生徒を対象に実施する。 **⑧−５ 日整連作製の未就学児向け「整備士体験ツール」等を活用し、各種イベント等の際に自動車整備士をＰＲする。** ⑧−６ 会員事業場における職場体験の際、体験に訪れる学生に学習テキスト等を提供し、自動車整備事業の重要性や将来性、及び自動車整備士の必要性をＰＲする。 ⑧−７ 府下の高等学校長及び生徒を対象に検査場や整備工場の見学体験を実施する。
⑨外国人自動車整備技能実習評価試験	⑨外国人技能実習制度について、日整連が厚生労働省から「外国人自動車整備技能実習評価試験実施団体」に認定されていることから、管理団体からの要請に基づき評価試験を実施する。
２．業界健全化策 社会、自動車ユーザーの理解・信頼性を得るよう、法令遵守の徹底、整備事業の適正化など業界の健全化を進める。	
①特定整備制度への対応	①−１ 特定整備認証取得を継続して促進する。 ①−２ スキャンツールを活用し診断料金の適正化を推進する。
②ＯＢＤ検査への対応	**②ＯＢＤ検査（確認）の円滑な運用に協力するとともに、検査（確認）の導入支援を図る。**
③労働災害防止セミナーの実施	③−１ 労働災害を防止するために、リフトの点検方法や整備機器の適切な取り扱いに関する「リフト等の事故防止対策セミナー」を開催する。 ③−２ 法に基づく「タイヤ空気充填作業（特別教育）講習会」を開催する。 ③−３ 法に基づく「巻上げ機（ウィンチ）の運転業務に係る特別教育」を開催する。
④法令遵守の推進	④−１ 不正事案を踏まえ、巡回による指定自動車整備事業場遵法指導を継続するとともに、コンプライアンスに関する研修会を適宜開催する。 ④−２「指定工場必修マニュアル」「完成検査実施マニュアル」を活用して、指定自動車整備事業者に対する指導を実施する。 ④−３ 指定整備関係の情報を集めた「情報ＢＯＸ」（大整振ホームページ）の充実を行う。 ④−４ 指定自動車整備事業者に対して、指定整備事業者会（適正な指定整備事業及び不正行為防止等）を開催、ＯＢＤ検査に関する違反事例等を解説した冊子を配布し、遵法指導を図る。
⑤不正改造車排除運動の推進	⑤−１ 不正改造車排除と不正改造防止の徹底を図る。 ⑤−２ ポスター、マニュアルを全会員に送付する。 ⑤−３ 不正改造車排除看板の掲示等を推進する。 ⑤−４ 事業場内自主点検を実施する。
⑥地区会活性化の推進	⑥−１ 地区会活動に対する支援･協力を行う。 ⑥−２ 自動車販売事業に係る地区販売協同組合の運営支援を行う。

⑦検査場の混雑緩和 ⑧雇用・労務対策 ⑨業界調査の実施と情報提供 ⑩整備事業者の災害対策の推進 ⑪有償運送許可に係る研修会の開催 ⑫回送運行許可申請の受付 ⑬訪問特定整備制度創設への対応 ⑭車検予約励行等への対応	⑦検査場設置のWebカメラの活用を促進する。 ⑧-１ 振興会ホームページの求人情報の活用を促進する。 ⑧-２ 社会保険労務士による労務関係情報を提供する。 ⑨大阪自整業の実態調査結果、労務実態、車検整備需要の動向、大阪の景気観測の情報を提供する。 ⑩災害時など緊急事態が発生した場合の対策として自動車整備事業のＢＣＰ（事業継続計画）策定について情報提供し周知を図る。（商組との共同事業） ⑪車積載車による事故車及び故障車の適切な排除業務を推進するため、有償運送許可に係る研修会を実施するとともに、会員支援事業として受講料の一部補助を行う。 ⑫回送運行許可申請の受付を行う。 **⑬訪問特定整備制度の情報提供及び運用に協力する。** **⑭-１ スムーズな車検予約に向けた励行対策を検討する。** **⑭-２ 検査時間の励行対策について検討する。**
３．法制・税制 整備業界に係る法制・税制等の改正動向について情報収集し、業界の実態を踏まえた適正な運用が図られるよう日整連、自動車整備政治連盟、自動車整備議員連盟等と連携して要望・陳情活動等を行う。 ①法制･税制への対応 ②業界の課題等に対する要望	①改正動向について情報収集するとともに、適正運用に向け日整連等と連携して要望活動を行う。 ②自動車定期点検整備実施率の向上、自動運行装置等高度化する技術への対応、人材確保・育成に関する更なる支援、ＯＳＳ普及促進対策、リコール対象車両の改修等について引き続き要望する。
４．行政協力、交通安全 自動車行政、交通安全・青少年育成対策諸施策の推進、防犯など地域社会への貢献事業等円滑な実施に継続して協力する。 ①地域社会への貢献 ②放置違反金滞納車に対する車検拒否制度への対応 ③未認証工場調査への協力 ④大型車の車輪脱落事故防止対策への協力	①-１ ナンバープレート盗難防止ネジ無料取付キャンペーン等への参加協力を行う。 ①-２ 子どもたちを守るクルマ屋さん運動を継続して推進する。 ②放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用に対応する。 ③会員及び地区会に未認証事業者に関する情報提供を依頼し、国交省の未認証事業者対策月間等の際に大阪運輸支局に情報提供する。 ④-１ ポスターの掲出等、車輪脱落事故防止対策の啓発に努める。 ④-２ 車輪脱落事故防止対策に係るホイール・ナット増締点検の実施及び啓発活動におけるアンケート実施への協力を行う。

５．ＩＣＴ化促進 高度情報化社会に対応するため、整備事業のＩＣＴ(情報通信技術)活用を促進し、業界の活性化に努める。	
①ＦＡＩＮＥＳの加入・活用促進	①-１ 基本料金及び入会金に対し一部補助を行い、加入を促進する。 ①-２ 操作方法等サポート体制の充実を図り、利用を促進する。
②物品販売・管理システムの運用	②ＩＣ会員カードのチャージ金残高や、車検予約システムへのチャージ金振替などの周知を図り、システムの活用を促進する。
③継続検査ＯＳＳの普及と利用促進	③継続検査ＯＳＳ及び電子保適証システムの普及を図り利用促進する。
④自動車検査証の電子化への対応	④-１ 記録等事務委託制度の周知を図り、登録と利用を促進する。 ④-２ 電子車検証閲覧アプリの活用を促進するとともに、ＩＣカードリーダライタの活用を支援する。
６．環境保全・省資源化 環境保全・循環型社会の形成に向けて、地球温暖化防止対策、省資源対策等を推進するとともに、自動車ユーザーへの啓発を進める。	
①環境に優しい「自動車関連事業の大阪推進協議会」事業の推進	①環境保全優良自動車関連事業場等表彰の推薦候補事業場の募集、調査及び推薦を行う。
②地球温暖化防止への取組み	②-１ 日整連作成の「整備事業者の取り組み事例集」を活用し「環境家計簿」の利用促進等により、業界としてCO_2の削減に取り組む。 ②-２ 近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰の推薦候補事業場の募集及び推薦を行う。
③リサイクル部品の普及・促進	③リサイクル部品活用について、ポスター掲示及び**啓発品の作製・配布**等により普及･促進を図る。
④排気ガス測定器の定期校正、騒音計検定の実施協力	④府下(大阪市内、守口市、門真市、寝屋川市以外)の認証工場の排気ガス測定器の校正実施、及び指定工場の騒音計検定の協力を実施するとともに、各事業について会員支援事業として、校正料及び手数料の一部補助を行う。
⑤使用済み自動車の適正処理の推進	⑤自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストシステムの活用、及び引取、フロン回収業者の登録更新（５年間有効）手続きの指導等を行う。
７．自動車使用者啓発 自動車使用者に自動車保守管理責任の意識の高揚を図り点検整備の必要性を浸透させるため、自動車ユーザーへの周知活動を推進するとともに整備業界の姿勢や方向性をアピールするため、マスメディア等を活用した広報活動を展開する。	
①前検査車両に対する点検整備実施促進	①認証・指定工場の整備付き車検と代行車検との違いを明確にし、点検整備の重要性を訴え、安心な車検をＰＲする。

②点検･整備促進に関する各種啓発活動	ｱ)検査標章への記載事項（法定点検未実施）を周知し、定期点検未実施車両への実施促進を図る。 ｲ)車検証備考欄（ICタグ内）に記載の定期点検整備実施状況と車検の受検形態の周知を図る。 ｳ)冊子「もっと知って納得！安心車検！(日整連)」などを活用して周知を図る。 ②-１ 点検整備の重要性・必要性を周知し、点検整備の促進、会員事業場への入庫促進を図る。 ②-２ 各種イベントの実施及び参加を行う。 ｱ)地区会の協力を得て、街頭啓発活動（大阪自動車点検整備推進協議会主催）に参加協力する。 ｲ)地区会による点検整備啓発活動の参加促進及び協力を行う。 ｳ)マイカー点検教室を開催する。 ｴ)交通安全ファミリーフェスティバルに参加のうえ啓発活動を行う。 ｵ)トラックフェスタに参加のうえ啓発活動を行う。 ｶ)近畿運輸局主催の「自動車点検・整備推進Carの出発式」に参加するとともに、同車による街頭啓発活動を実施する。 ②-３ 毎日新聞及び産経新聞による自動車整備新聞の発刊、配布を行う。 ②-４ 近畿ブロックとの共同による広報活動を行うとともに**「JAPAN MOBILITY SHOW OSAKA 2025」に出展する。** ②-５ オリジナルの入庫促進啓発品を作製し、会員価格にて販売する。 ②-６ 運転免許試験場での啓発広告を掲出する。 ②-７ 街頭ビジョンによる啓発広告を放映する。 ②-８ 府下で賛同いただける自動車教習所の卒業生への啓発品配布を通じて点検整備の重要性､必要性を周知する。 ②-９ YouTubeにて点検整備のＰＲ動画を放映する。 ②-10 各種イベント等で「てんけんくん」「つなぎちゃん」着ぐるみ、及び顔出しパネルを活用して、 業界キャラクターのＰＲを行う。 ②-11 ユーザー参加型のマイカー安心点検キャンペーンをより効果的に実施する。 **②-12 ＳＮＳを活用した新たな点検整備促進ＰＲの構築を検討する。** ②-13 共創チャレンジ等を通じてＥＸＰＯ2025（大阪・関西万博）に参画する。
８．整備技術向上策 自動車技術の進展に対応し、診断及び整備技術の向上を図る。 ①整備主任者法令・自動車検査員研修の開催協力、及び整備主任者技術研修の実施	 ①整備主任者及び自動車検査員研修の開催支援、及び認定機関として、整備主任者技術研修及び整備技術研修会を開催するとともに、研修受講料の補助及び各研修用の業務用資料を１事業場各１冊無償配布する。なお技術研修受講事業場には受講済みステッカーを配布する。

②整備主任者等資格取得講習の開催支援	②特定整備認証制度の対応として、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を実施する。
③自動車整備技術講習の実施	③国土交通大臣指定の自動車整備士養成施設として１級小型･２級ガソリン･２級ジーゼル･２級二輪･３級ガソリン・３級ジーゼル・３級シャシ・３級二輪・電気装置の講習を開講する。
④スキャンツール研修	④スキャンツール活用事業場認定制度（コンピュータ・システム診断認定店）に基づく基本研修、応用研修並びにステップアップ研修を開催する。
⑤自動車整備技術者認定資格教習の実施	⑤自動車整備技術者認定資格（コンサルタント・スーパーアドバイザー）の新規取得教習を実施するとともに、５年毎の更新対象資格取得者に更新手続きを実施する。
⑥整備技術ＤＶＤ、ビデオの貸出	⑥従業員の整備技術の向上を図るため、自動車整備士技術教育用ＤＶＤ･ビデオを収集し、会員事業場への貸出を実施する。
⑦技術相談情報	⑦−１ 整備技術支援策として、ディーラー各社の協力を得て、整備技術に関する「ディーラーの技術相談窓口」の活用を推進するとともに、**窓口に寄せられた相談事例の公開を検討する。** ⑦−２ スキャンツール貸出事業を引き続き行うとともに「故障事例データ」等の情報収集を行い広報誌等による情報提供を行う。 ⑦−３ 技術相談事例を整備技術関係情報として広報誌に掲載する。
⑧検査機器のチェッカーによる点検の実施	⑧−１ トルクレンチの測定精度維持のため、チェッカーにより点検を実施する。 ⑧−２ タイヤゲージの精度確認のため、チェッカーにより点検を実施する。
⑨新入社員研修	⑨整備士資格未取得の新人メカニックに対し、基礎作業や工具の使い方等の研修会を開催する。
⑩新技術搭載車両への対応	⑩−１ 特定整備事業の対象となる電子制御装置整備に係る衝突被害軽減ブレーキなど、安全運転をサポートするシステムに対応するために「エーミング」の研修を開催する。 **⑩−２ エーミング作業に必要なターゲット等の貸出事業を検討する。**
⑪４輪ホイールアライメントテスタの活用	**⑪−１ ４輪ホイールアライメントテスタを活用し、ホイールアライメントの必要性、及び測定及び調整要領についての研修を開催する。** **⑪−２ 上記研修を修了した会員事業場を対象に、同テスタの貸出を行い「活用事例データ」として広報誌にて情報提供を行う。**
⑫ＯＢＤ確認及び前照灯ロービーム計測の支援	⑫−１ 振興会施設におけるＯＢＤ確認を実施する。 ⑫−２ 自動車技術総合機構から**貸与を受ける検査用スキャンツールの貸出事業を検討する。** ⑫−３ 前照灯ロービーム計測のみの基準適合性審査について、会員事業場の円滑な移行に協力する。
⑬電子技術革新への対応	⑬自動運転や電動化などの自動車を取り巻く電子技術革新に対する情報収集と対応を図る。

９．講習・研修事業 　自動車整備技能登録試験の適正な実施運営を行うとともに、自動車検査員教習の実施協力及び合格率の向上を図る。 ①自動車整備技能登録学科・実技試験の実施 ②自動車検査員教習実施協力及び合格率向上対策	①国土交通大臣の定める登録試験実施機関(日整連)として、登録学科試験については全種目（タイヤ除く）を実施、同実技試験については１級小型自動車、2級ジーゼル自動車、3級ガソリンエンジンを実施するとともに、合格率向上を目指して総復習会を実施する。 ②運輸支局等が実施する自動車検査員教習（本教習）に協力するとともに、合格率向上のために予備教習、特別復習会を実施する。
10．情報・広報活動 　会員への情報提供及び情報共有化による業界内の意思疎通の促進と、ユーザーに対し点検整備の啓発及び整備業界について理解と認識を高めるため広報活動を行う。 ①広報誌「まいど」、大整振ホームページ、フェイスブックによる情報提供	①-１　広報誌の読者数増加策の検討、及び会員ホームページ閲覧の利便性向上策を研究する。 ①-２　時宜に応じた情報提供を行い会員事業者に有益となる情報をあらゆる機会を通じて提供する。 **①-３　広報誌への投稿記事を広く募集し、紙面の充実を図る。** **①-４　会員への情報発信の手段として、分室にデジタルサイネージ機器を設置し、情報提供を行う。**
11．組織運営 　定款に定められた組織運営及び諸事業の推進に努めるとともに、地区会、商工組合、整政連、日整連、近畿ブロック、自動車関連団体、行政機関等との連携のもと円滑な組織活動の推進を図る。 ①法人の適切な運営	**①-１　理事定数の見直し等、諸規程の改正を検討し、より一層強固な組織体制を構築する。** **①-２　組織力の向上策を検討する。** **①-３　地区会長会議を開催するとともに、より一層地区会との連携体制の充実を図る。** ①-４　令和８年度の役員改選に向けて、新たな役員候補者の推薦作業を進める。